

武家諸法度を読む

1 武家諸法度について

- ・江戸幕府の基本法規の一つ。諸大名の統制のために制定した。
- ・代々の将軍は、7代徳川家継と15代慶喜を除いて、その就任後これを諸大名に公示した。
- ・初令は、元和元（1615）年7月、2代将軍秀忠が發布。全13条。草案は以心崇伝。実質的には、将軍職を既に降りていた徳川家康が发布者。元和元（1615）年大坂の役による豊臣政権滅亡直後に草案を作らせ、伏見城に諸大名を集め、将軍秀忠の命として、崇伝に朗読させて公布したもの。
- ・将軍の代替わりごとに、改訂や時代の情勢等に合せた修正が加えられながら、江戸時代を通して継承されていった。
- ・武家の範囲は最初は大名のみ。旗本・御家人には「諸士法度」が規定されていた。5代将軍綱吉の時に旗本・御家人も統合され「武家諸法度」に統一された。

武家諸法度の主な改訂

発布年/条数	将軍	起草者	特徴など
元和元年（1615） 13条	徳川秀忠（2代）	以心崇伝	家康が大名から取り付けた誓紙3ヶ条に崇伝が起草した10ヶ条を付け加えたもの。 漢文体。各条に注釈。
寛永12年（1635） 19条	徳川家光（3代）	林羅山	注釈の削除。 参勤交替の制度化。500石以上の大船建造禁止。
寛文3年（1663） 21条	徳川家綱（4代）	—	大船建造禁止に荷船は除く。 キリスト教の禁止。
天和3年（1683） 15条	徳川綱吉（5代）	—	旗本・御家人用の「諸士法度」を統合。 ほとんど全条を改訂。 養子の制度を定める。殉死の禁止。
宝永7年（1710） 17条	徳川家宣（6代）	新井白石	和文体。 儒教の思想を反映。 賄賂で動くことへの戒め。
享保2年（1717）	徳川吉宗（8代）	—	天和令に戻す。
安政元年（1854）	徳川家定（13代）	—	大船建造を申請により許可。

人物説明

以心崇伝（いしんすうでん）…臨済宗の僧。南禅寺金地院に住したことから金地院崇伝とも呼ばれる。徳川家康のもと外交、寺社行政、法律の立案等に携わり、黒衣の宰相と言われた。「禁中並公家諸法度」も起草。

林羅山…朱子学派の儒学者。家康・秀忠・家光・家綱の将軍4代に仕えた。初期の江戸幕府の制度、儀礼などの規則を定めた。

新井白石…旗本、政治家、朱子学者。徳川家宣の侍講として幕政を主導し、正徳の治と呼ばれる政治改革を行った。

2 新井（侖）家文書について

武蔵国横見郡久保田村（現・比企郡吉見町久保田）の名主を務めた新井家に残された文書群（27,735点）。慶長19年の検地帳を始め、年貢割付状、宗門人別帳、御用留等の村方文書が残されている。加えて、横見用水や大囲堤関連の用水組合に関する文書も残されている。また、第7代当主野松（宇左衛門）が在郷俳人として活動していたため、俳人間の交流がうかがえる書状や歳旦が多いことも特徴としてあげることができる。

久保田村は宝暦13（1763）年まで代官が治める幕府の直轄地であったため、新井家に幕府の法令である武家諸法度などが残っているのかとも考えられる。「御代替りの武家諸法度の写しを送る」という内容の書状も残っている【新井（侖）家No.11870】。

3 語句解説

- ・隍（ほり）…城の周囲にめぐらせた堀。
- ・達レ奉行所（ぶぎょうしょにたっし）…奉行所に届け出、の意。
- ・先規（せんき）…前の決まり。
- ・津留（つどめ）…物流を止めること。
- ・輩（ともがら／やから）…仲間。同類。手合い。連中。やつら。
- ・雖（いえども）…たとえ～でも、～だとしても。
- ・役者（やくしゃ）…担当者。
- ・若（もし）…（仮定条件）仮に、万一、もしも／（疑問・推量）あるいは、もしかの意味。
- ・咎（とが）…罪。
- ・本主（もとあるじ）…元の主。
- ・談合（だんごう）…話し合い、相談。
- ・品（しな）…等級。
- ・白綾（しらあや）…白地の綾織物。
- ・大夫（たいふ）…律令制度の五位以上の官吏を指す称号だったが、江戸時代には五位の通称。
- ・羽二重（はぶたえ）…絹布の一種。優良な絹糸で緻密に織り、精練した純白のもの。薄手でなめらかで艶がある。

○参考文献等

『国史大辞典』（吉川弘文館、1991年）

高柳真三、石井良助 共編『御触書集成』（岩波書店、1934-1937年）

高柳真三編『御触書寛保集成』（岩波書店、1976年）

塚本学「武家諸法度の性格について」（『日本歴史』290号、吉川弘文館、1972年）

国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/>

国立公文書館デジタルアーカイブ <https://www.digital.archives.go.jp/>